

訪問型従前相当サービス(訪問型サービス・活動 A を含む)事業所の

同一建物減算の報告について

訪問型従前相当サービス(訪問型サービス・活動 A を含む)事業所は、毎年度2回、判定期間ごとに1月当たりの同一建物の利用者数を記載した「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を作成していただくことになっています。

報告書を作成した結果、サービス提供総数のうち、同一建物等に居住する利用者にサービス提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合については、その報告書を本市に提出する必要があります。

提出していただいた報告書について、「正当な理由」がない場合(本市が正当な理由に該当しないと判断したときを含む)は、減算適用期間の訪問型従前相当サービス費等のすべてについて、所定単位数から減算して請求することになります。

つきましては、これに該当する事業所については、大和市 HP 掲載の様式を使用し、提出期限までに下記のとおり報告書等の提出をお願いします。

記

対象サービス	訪問型従前相当サービス(訪問型サービス・活動 A を含む)
判定期間及び提出時期	前期(判定期間 3 月 1 日～8 月末日):9 月 15 日 後期(判定期間 9 月 1 日～2 月末日):3 月 15 日
提出書類	- サービス提供総数のうち、同一建物等に居住する利用者にサービス提供されたものの占める割合が 90 パーセントを超えなかった場合 以下①を作成し、各事業所において2年間保存 - サービス提供総数のうち、同一建物等に居住する利用者にサービス提供されたものの占める割合が 90 パーセントを超えた場合 以下の書類を指定権者に提出 - 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙 10) ※「正当な理由」に当てはまる場合は、以下②及び③も提出が必要 - 特別地域訪問介護加算を受けていることが分かる書類 - 判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であることが分かる書類 ※「正当な理由」に当てはまらない場合(減算する場合)は、以下④及び⑤も提出が必要 ※本市が「正当な理由」に当てはまらないと判断した場合にもご提出いただきます。 - 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) - 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4) 【大和市 HP(様式掲載場所)】 以下 HP の「6.毎年度対応が必要な届出書等」の No.5 https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/25535.html
提出方法	「厚生労働省電子申請届出システム」 →「申請届出メニュー」の「加算に関する届出」 【厚生労働省電子申請システム URL】 https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php